

# 令和5年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和6年2月6日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時17分

【場所】 川崎市役所本庁舎復元棟2階 201・202会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 田中 雅文

委員 石井 孝

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

委員 森川 多供子

## 【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 柴山 巖

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

学校教育部長 小澤 毅夫

健康給食推進室長 日笠 健二

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 鈴木 克彦

庶務課長 鷹觜 将行

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教育政策室担当課長 豎月 基

健康給食推進室担当課長 田中 誠志

教育環境整備推進室職員 岩崎 修

健康給食推進室課長補佐 落合 謙二

生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実

地域教育推進課長 二瓶 裕児

生涯学習推進課担当係長 小野 三千代

地域教育推進課課長補佐 北村 美幸

指導課長 古俣 和明

地域教育推進課担当係長 永田 光太郎

指導課指導事務係長 新津 尚之

生涯学習推進課長 山口 弘

庶務課担当係長 桐生 真由美

生涯学習推進課担当課長 米井 克子

庶務課職員 和地 祥太

生涯学習推進課課長補佐 野崎 智一

教育環境整備推進室担当課長 木上 浩

生涯学習推進課担当係長 紺野 敦

教育環境整備推進室課長補佐 佐久間 正寛

生涯学習推進課担当係長 豊本 欽規

庶務課課長補佐・経理係長 澤登 崇史

教育環境整備推進室担当課長 森 真二

教職員人事課担当課長 本波 直人

教育環境整備推進室課長補佐 亀村 豊

教職員人事課担当係長 宮嶋 恵太

調査・委員会担当係長 高木 直子

書記 長谷川 俊太

## 【署名人】

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

12月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

## 5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、報告事項No. 3から報告事項No. 16までは、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、報告事項No. 17は、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、これらの報告事項を非公開とすることに、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

**【各委員】**

<委員挙手>

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって、これらの報告事項は、非公開とすることに決定いたしました。

なお、報告事項No. 3から報告事項No. 16までは、期日後は公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

## 6 署名人

**【小田嶋教育長】**

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

野村委員と芳川委員をお願いいたします。

## 7 報告事項 I

### 報告事項No. 1 令和5年第5回市議会定例会について

**【小田嶋教育長】**

それではまず、報告事項Iに入ります。

報告事項No. 1「令和5年第5回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

**【鷹鷲庶務課長】**

よろしく申し上げます。

それでは、報告事項No. 1「令和5年第5回市議会定例会について」、御報告させていただきます。

01、報告事項No. 1のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。

「令和5年第5回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和5年11月27日から12月20日まで開会されました市議会定例会に提出された議案の一覧でございます。

本定例会では、教育委員会事務局から個別に提案した議案はございませんが、関係する議案といたしましては、13ページを御覧いただきまして、議案第198号「令和5年度川崎市一般会計補正予算」がございまして、11月29日の本会議におきまして採決が行われました。結果につきましては、原案のとおり可決されたものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

「令和5年第5回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。

代表質問は、12月6日・7日の2日間で行われまして、資料は各会派からの代表質問の要旨

を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会に対する質問を網かけにしております、自民党からの質問といたしましては、「学校施設の更なる有効活用に向けた取組について」、「学校プール老朽化に伴う水泳授業等について」などがございました。

24ページまで、それぞれ、みらい、公明党、共産党、維新の会の順で各会派の質問を掲載しておりますので、後程、御覧いただければと存じます。

続きまして、25ページを御覧ください。

「令和5年第5回市議会定例会 一般質問発言要旨」についてでございます。

資料は一般質問の開催日ごとに、発言者と要旨を記載した一覧になっておりまして、一般質問は、12月15日から12月20日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対し、31名の議員から40項目の質問がございました。

34ページまで、各議員の質問要旨を掲載しておりますので、後程、御覧いただければと存じます。

以上で、令和5年第5回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

#### 【小田嶋教育長】

ただ今の説明から、本件は、令和5年第5回市議会定例会に提出した議案の採決結果及び市議会での質問要旨の報告でございましたので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<了承>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

### 報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

#### 【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 2「市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

#### 【鷹嘴庶務課長】

それでは、報告事項No. 2「市議会請願・陳情審査状況について」、御報告させていただきます。

02、報告事項No. 2のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。

「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」でございますが、こちらは、今年度に文教委員会に付託されました請願・陳情の一覧でございます。

本日は、令和5年11月14日開催の教育委員会以降に、文教委員会に付託及び審査されました請願・陳情につきまして、報告いたします。

初めに、2ページ一番下、請願第6号「学校給食費の無料化を求める請願」でございます。本件請願につきましては、令和5年11月21日の文教委員会で審査が行われました。

審査の結果でございますが、委員から、「国は、学校給食費の無償化の実現に向けて、実態調査を行い、具体的な方策を検討するとしていることから、国の動向をしっかりと見守っていくこととしたい」などの意見から、継続審査となりました。

続きまして、3ページを御覧ください。

一番下、陳情第45号「川崎市立菅中学校における学習指導要領に反した学習評価の是正及び不利益を被っている生徒の救済を求める陳情」でございます。本件陳情につきましては、令和5年11月29日に提出され、文教委員会に付託されました。

こちらの陳情につきましては、今後、文教委員会で審査される予定でございます。

なお、4ページ以降に請願第6号及び陳情第45号の請願書及び陳情書を掲載しておりますので、後程、御覧いただければと存じます。

以上で、市議会請願・陳情審査状況についての報告を終わらせていただきます。

#### 【小田嶋教育長】

ただ今の説明から、本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託・審査された請願・陳情でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<了承>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

以下、非公開となります。

<以下、非公開>

## 8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 3 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

報告事項No. 4 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

報告事項No. 5 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

#### 【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

報告事項No. 3「(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、報告事項No. 4「(仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、報告事項No. 5「(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、でございますが、これらはいずれも、学校給食センター整備等事業の契約の変更に関する報告となりますので、一括して説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

異議なしとして、一括して説明を求めます。

健康給食推進室担当課長、お願いします。

**【田中健康給食推進室担当課長】**

よろしくお願ひいたします。

それでは、学校給食センター整備等事業の契約の変更について御説明いたします。

ファイルナンバー03-1、「報告事項No. 3・4・5」のファイルをお開きください。

報告事項No. 3は、南部学校給食センターでございまして、平成27年10月14日に市議会で議決を受けた「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業」の契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、契約金額「154億7,128万2,989円」を「155億2,245万5,033円」に変更するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

「9 変更理由」でございしますが、事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動による契約金額の変更をするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

報告事項No. 4は、中部学校給食センターでございまして、平成27年12月15日に市議会で議決を受けた「(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業」の契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、契約金額「112億5,473万769円」を「112億9,192万5,948円」に変更するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

「9 変更理由」でございしますが、報告事項No. 3と同様に、物価変動による契約金額の変更をするものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

報告事項No. 5は、北部学校給食センターでございまして、平成27年12月15日に市議会で議決を受けた「(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業」の契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、契約金額「81億1,648万848円」を「81億4,289万3,962円」に変更するものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

「9 変更理由」でございしますが、報告事項No. 3と同様に、物価変動による契約金額の変更をするものでございます。

変更内容等の詳細につきましては、ファイルナンバー03-2、「報告事項No. 3・4・5資料」にて一括して御説明いたしますので、ファイルナンバー03-2、「報告事項No. 3・4・

5資料」のファイルをお開きください。

初めに、「1 サービス購入料の仕組み」でございますが、本事業はPFI事業手法を用いて、施設的设计・建設業務から完成後の施設の維持管理・運営業務までを実施しております。

業務ごとのサービス購入料の構成は、表に記載のとおりでございます。給食センターの設計・建設業務のうち、一括払いのサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務のサービス購入料C、給食センターの維持管理・運営業務のうち、固定料金のサービス購入料D、変動料金のサービス購入料Eで構成されております。

次に、2ページを御覧ください。

「3 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定」でございます。

初めに、「(1) 改定率」でございますが、サービス購入料D（固定料金分）及びサービス購入料E（変動料金分）については、「契約締結年度（平成27年度）」と「支払い対象となる令和6年度の維持管理・運営を行う前々年度4月が属する年（令和4年度）の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしているところでございます。

2ページ中段の表を御覧ください。

改定の対象となる費用は、サービス購入料D（固定料金分）の「維持管理費相当額」、「運営費相当額」のうち、「光熱水費相当分以外」、「電気代相当分」及び「ガス代相当分」並びにサービス購入料E（変動料金分）の「献立料金単価」のうち、「光熱水費相当分以外」、「電気代相当分」及び「ガス代相当分」であり、改定率については表に記載のとおりでございます。

なお、サービス購入料D（固定料金分）及びサービス購入料E（変動料金分）の上下水道料相当分については、改定率が1.5%以下となっておりますので、改定はございません。

次に、「(2) 改定の計算方法」でございますが、改定後の各費用は、改定前の対象費用に、令和4年度価格指数を平成27年度価格指数で除した価格指数比を乗じて算出するものです。

次に、3ページを御覧ください。

「3 改定後の各サービス購入料及び契約金額」でございます。

初めに、(1) 南部学校給食センターでございますが、サービス購入料Dの改定額は表に記載のとおりでございます。表の一番下の行「サービス購入料D総額」を御覧ください。

改定対象費用「88億9,387万3,298円」を「89億3,898万929円」に変更し、「4,510万7,631円」の増額を行うものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

サービス購入料Eでございます。改定額は表に記載のとおりでございます。表の一番下の行「サービス購入料D総額」を御覧ください。

改定対象費用「2億7,030万7,722円」を「2億7,172万134円」に変更し、「141万2,412円」の増額を行うものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

改定後の各サービス購入料及び契約金額でございます。表の一番下の行「合計」を御覧ください。

各サービス購入料に消費税を加えて、税込合計で現在の契約金額「154億7,128万2,989円」を「155億2,245万5,033円」に変更し、「5,117万2,044円」の増額を行うものでございます。

次ページ以降は、中部学校給食センター及び北部学校給食センターの改定額等でございますが、算出方法等は先程御説明した南部学校給食センターと同様でございますので、後程御参照ください。

報告事項No. 3・4・5の説明は、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 3から報告事項No. 5までは終了といたします。

### 報告事項No. 6 学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針について

#### 【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 6「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針について」の説明を、地域教育推進課長、お願いします。

#### 【二瓶地域教育推進課長】

地域教育推進課でございます。よろしくお願いいたします。

報告事項No. 6「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針について」、御説明いたします。ファイルナンバー04-1、「報告事項No. 6（意見募集結果）」をお開きください。

「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針（案）」につきましては、昨年11月の教育委員会定例会におきまして、その概要とパブリックコメント手続きの御報告をさせていただきましたが、本日は、パブリックコメントの実施結果につきまして御説明いたします。

資料1ページ、2番、「意見募集の概要」でございますが、昨年12月11日から本年1月15日まで意見募集し、3番、「結果の概要」のとおり、52通131件の御意見をいただきました。

おめくりいただきまして、資料2ページをお開きください。4番、「意見の内容と対応」でございますが、寄せられた御意見は、今後の取組の方向性や受益者負担の考え方に対する内容であり、案に沿ったもの、今後の取組を進めていく上での参考とさせていただくもの、案に対する質問・要望などございました。

「意見の件数と対応区分」でございますが、下表のとおり区分してございまして、次ページから、寄せられた御意見、及び本市の考え方を取りまとめてございますので、主なものを御紹介させていただきます。

資料3ページをお開きください。「(1) 実施方針（案）全般に関すること」では、13件の御意見がございまして、2番では、「実施にあたっては、日常的な教育カリキュラムや学校行事への影響がないのはもちろんのこと、教職員による事務負担、時間外対応が増えないよう、利用者への周知も含めて責任を持って対応していただきたい」といった御意見をいただきました。

本市といたしましては、「学校教育に支障のない範囲」とするためには、教職員に極力負担がかからない仕組みづくりが必要である一方で、現在一部の学校では、教職員の負担につながっていると実態が見られていることから、今後は、いただいた御意見を参考にしながら、各学校における実態を把握し、適切かつ持続可能な運営体制への移行など、教職員の負担につながらな

い仕組みづくりに向けて、取組を進めてまいります。

おめくりいただきまして、資料4ページをお開きください。「(2) もっと使ってもらうための取組に関する事」では、12件の御意見がございまして、4番から次のページにわたる11番まで、学校施設の新たな利用方法や情報発信の強化などに関する御意見がございました。

本市といたしましては、使いたい市民と使える学校施設のマッチング等の支援を行いながら、市民にもっと学校施設を使ってもらえるための取組を推進してまいります。

続いて、飛びまして、資料6ページをお開きください。「(3) 使いやすくするための取組に関する事」では、51件の御意見がございまして、12番の「システム導入に当たり、現場でのテスト運用をしっかりと検証した上で実施してほしい」といった趣旨の御意見が多く寄せられております。

一方で、14番のように現状の運用の継続を希望する御意見もございましたが、本市といたしましては、デジタル技術を活用した市民の利便性向上と教職員の業務負担軽減を進めていく必要があると考えており、「利用手続の簡素化及び予約状況の可視化」や「鍵の受け渡しに伴う負担及びリスクの低減」といったメリットがあることから、導入に向けた取組を進めてまいります。

次の7ページ・8ページには、システムの運用方法等についての御意見がございまして、7ページをお開きいただきまして、26番では、電子決済に関する御意見がございました。

今後は、いただいた御意見を参考に、具体的な検討を進めるとともに、誰もが利用しやすい仕組みの導入に向けた取組を進めてまいります。

続いて、資料9ページをお開きください。「(4) みんなで使うための取組に関する事」では、38件の御意見がございまして、32番では、「現在の学校施設開放運営委員会による運営体制は継続すべき」といった趣旨の御意見がございました。本市といたしましても、学校施設開放運営委員会は、円滑な運営のために引き続き必要な役割であり、特に、児童生徒の安全確保とともに、愛着を持って学校を利用してもらうためには、学校と利用者の顔の見える関係の構築が必要であると考えていることから、今後も学校施設開放運営委員会を基本とした運営体制は継続してまいります。

33番以降につきましては、利用者の相互協力や公平な利用ルールなどに関する御意見であり、いただいた御意見を参考にしながら、地域の方が気持ちよく利用できる仕組みづくりについて、検討してまいります。

飛びまして、資料13ページをお開きください。「(5) 受益者負担の考え方に関する事」では、14件の御意見がございまして、62番では、子ども会などに対する減免措置といった具体的な御意見をいただきました。

使用料設定に対する原価算定の対象経費や使用料設定の考え方につきましては、いただいた御意見を参考にしながら検討を進めていくとともに、減免措置につきましては、現在も減免制度を取っておりまして、この制度を基本としながら、検討を進めてまいります。なお、現在の制度では、子どもの健全育成や障害者の社会参加等を目的とする団体につきましては、減免の対象としているところでございます。

下の66番、また67番につきましては、「校庭の使用料設定には反対」といった趣旨の御意見でございますが、使用料につきましては、学校の開放施設の運用のみに係る消耗品費や人件費等を具体的な対象経費としており、校庭を利用する方としない方の負担の公平性・公正性を確保するという観点からも、昼間の校庭利用に対しても設定する必要があると考えているところでござ

ざいます。

1 ページ飛ばしまして、資料 15 ページをお開きください。こちら「(6) その他」では、3 件の御意見がございました。内容につきましては、後程、御確認いただければと存じます。

パブリックコメント手続き、こちらは終了しましたが、システム化の円滑な移行を目指しまして、令和 6 年度には、各区で説明会を開催するとともに、引き続き各学校の施設開放運営委員会へ、事務局としても参加しながら、地域の声を伺って、本取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、実施方針の概要版、本編及び資料編を、それぞれ資料 1 から資料 3 として配布しておりますが、いただいた御意見等を受けまして、本編を修正等すべきものはなかったことから、時点修正等の所要の整備のほかに、昨年 11 月にお示ししたものと変更はございません。

本報告内容につきましては、今週 9 日に市議会の文教委員会へ報告をいたしてまいります。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

野村委員。

#### 【野村委員】

御説明ありがとうございました。

3 つほどお伺いしたいことがあるんですけども、パブリックコメントを寄せてくださった方というのは、どういった年齢層の方が御意見をくださったのかなというのが気になります。利用者の方が偏らないためにも、いろんな方の御意見が聞けるといいなと思ったので、参考までにそこを教えてください。

それから、パブコメのまとめの 8 ページに、システムエラーが起きたとき、導入当初には、フォローがあるといった説明があったかと思うんですけども、それが一定期間とはどのくらいなのかということと、システムエラーはいつでも起こり得るかなというところで、例えばコールセンターとか、そういったサポートを続ける予定はないのかということが一つ。

それから、最後なんですけれども、15 ページにセキュリティー対策のところ、回答に防犯カメラについてということがあったと思うんですけど、市内全校に設置しているという設置場所がどこなのかということ。教室にもできればあったほうが本当は安心なんですけど、そういった検討はなされないのかということ。

それから、未設置の市立中学の設置についてということですが、これは開放を進めながら、設置も進めていくのか、設置が完了してから開放に乗り出すのか、その辺りのタイミングも教えてください。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

では、3 点ほどございます。

#### 【二瓶地域教育推進課長】

まず、1点目の利用者のいただいた御意見もそうですが、我々のチラシの配布は学校施設開放委員会にもお渡ししております、やっぱり利用者を中心に声をいただいているのが多いというふうに感じております。

なので、我々このパブリックコメント、御説明の中でも、このパブコメ終了後も、各施設開放委員会を回りながら、幅広く御意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。基本的には利用者がやっぱりメインになっているのかなと受け止めております。

それから、システムエラーのところ、これにつきましては、予算にも関わってまいりますが、コールセンターの設置はやはり我々も考えております。

ただし、このシステム、それからスマートロックの両セットにつきましては、既に他自治体で設置が進んでおりました、事例で言いますと、神戸市の学校の施設開放なんかでも使用されておりました、非常に安定運用されているというふうに伺っております。

ただ一方で、どうしてもシステムを最初に入れるときは、不安は非常に大きいことから、コールセンターの設置と併せて、あとシステム関連費として、我々事務局側でも、学校の使用状況等を把握することができるということもありますので、当然、正直今、現場任せみたいなどころあるんですけども、今後は事務局としても、コールセンターと併せてセットでサポートしていきたいというふうに考えております。

また、あと各学校開放の施設開放運営委員会も、我々は積極的に参加をしながら、安定運用ができていないか否かを含めて、モニタリングをしっかりしていきたいというふうに考えているところです。

3本目の防犯カメラにつきましては、今でも施設開放自体は開放委員会の皆さんの相互協力により、例えば学校の施設をちょっと破損してしまったとか、そういった場合は申し出ていただいて、そこを直していただいたりとか、皆さん、学校と地域の方の顔が見える関係の中で、開放というのが実施されております。

今後も、運営形態というのは継続してまいりたいと考えておりますので、施設開放、学校施設をもっと使ってもらおうというのを進めながら、またハード面の整備については、いろいろハードの整備については優先順位等も必要な部分もありますが、こういったところはまた一つ、本市の考え方にもお示しさせていただいているように、引き続き検討を進めてまいるといったところでございます。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

パブコメ自体には、年齢とか、属性とかは出てこないんですね。ですので、今、利用者が中心ということでお答えになったかと思えます。

野村委員、いかがですか。

はい、どうぞ。

#### 【野村委員】

すみません、最後のところで、カメラがついている場所だけ教えてください。

#### 【二瓶地域教育推進課長】

基本的には正門付近、昇降口付近のところに設置されていることとなります。

これが室内ということになりますと、いろいろプライベートとか、プライバシーの条件にも関わってまいりますので、基本的には今、特に外部の方が出入りするような、そこに目がつくところに防犯カメラが設置されているといった状況でございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、森川委員。

**【森川委員】**

御説明ありがとうございました。

私からは1点だけ。これを実現していったら、多分今まで以上に利用したい方たちが増えて、それはとてもいいことだと思うんですが、例えば子どもを集めて、そのときにイベントをやるといふ団体さんも来るかもしれません。そのときに、その方たちが、内部で1日のレクリエーション保険を掛けているかなど、そういったチェック項目をされるのかなとちょっと思いました。

なぜかといえば、例えば子どもたちは予測がつきませんので、本来のイベントをやっている端で、待っている弟や妹たちが遊具で遊んで落ちてけがをしたときに、申し訳ないんですけど、変なもめごとになったときに、貸しているほうに責任が、ここにこの石があったからだとか、ここが壊れていたんじゃないかだとかがないように、内部の中でどれだけきちんと安全管理、子どもの安全、また参加者の安全を図っているかの指針を試す意味というか、調べる意味でも、その辺をちゃんとかけて、そのイベントに使うという考えを持っているかというのをチェックされたほうが、こちらのほうに飛び石が来ないようにしたほうがいいなと思いました。

**【二瓶地域教育推進課長】**

ありがとうございます。一つ検討課題として受け止めさせていただきますが、今、学校施設開放に関わる規則では、利用者責任という形で明記させていただいております。

ただ、それがどこまで伝わっているかということもありますので、そこについては、我々は今後の方針をもっと分かりやすく説明する中で、併せて周知を図っていければと思っております。

ただ1点、いろいろグラウンドに最近ありますけども、釘があったとか、そこは施設管理者としての責任ということもありますので、学校の担当部署ともしっかりと連携しながら、安全確認といたしますか、現場の確認というのも並行しながら進めるべきものと考えておりますので、セットで考えていければと思います。

**【森川委員】**

ありがとうございます。ほんの1行、保険を掛けていますかとか、その意識付けを利用者側にさせていただくだけでも、トラブルは回避できるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

はい、田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

はい、どうも御説明ありがとうございました。

細かい話ですけれども、4つほどありまして、前半2つは表の見方の問題で、後半2つは今後の考え方の問題です。

前半2つの1番目は、区分が書いていない表があるんですけども、でもそれは、その前から続くからでしょうね。12ページの上のところ、空白になっていますけど、それは11ページのCが、同じ区分になるという理解でいいのか、それが1点目です。

それから、CとDの違いがよく分からないんですけども、Dは説明するというようなことが書かれています、個別に意見を出された方に、市のほうから説明をするという意味でしょうか。それが2番目です。

3番目は、14番の意見に対してのことなんですけども、これは今までも議論が出ていて、どんなことをやっても、やはり新しいシステムを導入すると、一般的には使える人が増えるのはいいんですけど、これまでのやり方になじんでいる人がちょっとサイクルとか、IT化に乗っていけない人が、なかなかできなくなるということもあるので、今回どういう方が御意見出されたか分かりませんが、新しいシステムによって使いにくくなる方がいらっしゃるとすれば、できるだけ丁寧にフォローしてあげるとありがたいなと思いました。

それから最後ですけれども、66番、67番のお答えです。受益者負担の問題ですけども、これはよく分からないし、今回はこれでいいと思うんですけども、公共サービスの受益者負担の場合に、よく議論になるんですが、純然たる私益性が強いようなサービスは、やはり全部もう個人で負担してもらうというのは当然で、例えば民間企業が提供するサービスは、基本全部、受益者が負担するというふうになりますのでいいんですけども、一方で、公共機関が例えば環境啓発講座をやる場合には、できるだけ市民に環境意識を持ってもらいたいので、無料にして多くの方に来ていただいて、その方々が環境意識を高めて、公共的な政策に協力していただくとか、公益的な活動に入っていたという部分になると思うんです。

ですから、それぞれの公共サービスが、私益性の部分と公益性の部分のバランスがどういうふうになるかを見ながら、受益者負担の額とか、割合を決めていく必要があると思いますので、今回は多分、適正な方法だと思うんですけども、いつも使っている人と使っていない人がいて、不公平にならないように受益者負担にしますというような言い方だけだと、ちょっといろいろと問題が起こる場合もあるかもしれないので、その辺の受益者負担を考えると、いつもその辺りは気をつけながら考えていただくとありがたいと思いました。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

四つありますが、初めの二つは表の見方です。

**【二瓶地域教育推進課長】**

表の見方ですが、区分と、こちらの前ページから続いているものとして、設定しております。

それから、CとDの区別の違いでございますけれども、こちらでお示ししている実施方針の概要版に既に掲載されているものについてはDとさせていただきます、そこからさらに加えて説明が必要なところに関しましては、Cというふうにさせていただきます。基本的には、Dは既に概要版で掲載されているところと捉えていただければと思います。

それから、14番の御意見では、それも田中委員のほうからお話があった、例えばIT等に乗っかっていけない人というお話がありましたけれども、既に今、試行的に実施している学校では、今の予約システムはスマートフォンやパソコンから見ることはできるんですが、高齢の方で、やはり昔よくガラケーですね、そういったなかなかシステムを閲覧等、確認ができない方も中にはいらっしゃる。今、利用者の相互協力という形で、使える方と一緒にあって、そこはフォローし合っているといった状況でございます、ぜひとも、そういったみんなで相互に協力しながらというところは目指すべきところでもありますので、ただ一方で、デジタルデバインド対策ではないですけども、このセンター含めて、我々も丁寧に説明していく必要があるなというふうに考えております。

やはり運用開始からしばらくの間は、そういった問合せも多いというふうに我々考えておりますので、丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

それから、最後の受益者負担のところにつきましては、我々も検討していくこととなりますけれども、ここは全市的な手数料、使用料の設定基準であるとか、様々な基準に照らしながら、あくまでこれは学校施設の中で、使用団体で使っていただくという前提の中で、慎重に検討してまいります。

こちらにつきましては、改めて設定額等は、改めてお示しさせていただくことになろうかと思いますが、慎重に検討してまいります。

以上でございます。

**【田中教育長職務代理者】**

はい、ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 6は終了といたします。

## 報告事項No. 7 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた仕様案の概要について

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 7「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた仕様案の概要について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

生涯学習推進課でございます。よろしくお願いたします。

報告事項No. 7「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた仕様書の概要について」、御説明申し上げますので、ファイルナンバー5、報告事項No. 7を御覧ください。

1 ページの「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた仕様書の概要について」を御覧ください。

これまでも御説明させていただきましたが、指定管理者制度導入予定時期、導入後の各館関係図、指定管理者制度導入が決まった中原市民館、高津市民館、橘分館の導入スケジュールをお示ししております。

2 ページを御覧ください。「1 仕様書について」でございますが、本市が記載することとしている主な事項をお示ししております。「2 市民館・図書館の指定管理業務仕様書の主な内容」でございますが、現在検討している仕様書の骨子を表でお示ししたものでございまして、米印をつけた項目につきましては、詳細を後述しております。

3 ページを御覧ください。「3 運営に関する基本的な考え方」でございますが、市民館につきましては、「社会教育法」に基づく「公民館」と大ホールやギャラリーを備えた「文化会館」の二つの機能を持つ都市型施設として設置しており、市民の自発的・主体的な学習活動を支援すること、また、図書館につきましては、図書館法に基づき設置しており、図書館ネットワークを構築し、全市的な図書館サービスを展開することなどについて、お示ししております。

右側に参りまして「4 指定期間」につきましては、5年間とし、中原市民館、高津市民館、高津市民館橘分館、高津図書館橘分館につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までを予定しております。

「5 利用時間等及び休館日」でございますが、【市民館及び市民館分館】につきましては、利用時間を午前9時から午後9時までとし、また、【図書館及び図書館分館】につきましては、図書館の月曜日から金曜日の開館時間を午前9時30分から午後7時までとするなど、それぞれの条例に規定する内容を記載いたします。

4 ページを御覧ください。「6 施設利用の基本事項」でございますが、指定管理者は、市民館及び市民館分館につきまして、「利用の許可」「特別承認」ともに「川崎市市民館条例」及び「川崎市市民館使用規則」等に基づき許可、承認を行うとしてまいります。「利用料金」につきましては、市民館条例に規定する利用料金の額を上限額とし、市の承認を得て、指定管理者が定めることを記載いたします。

右側に参りまして、「7 人員配置」でございますが、【施設共通】につきましては、施設全体の経営能力を備える総括責任者を1名配置することとし、総括責任者は、市民館長または図書館長と兼務することができるとしてまいります。そのほか、業務に従事する最適な人員の配置や、施設維持管理業務に必要な職員等を配置することとし、配置する人員に対する研修を行うとしてまいります。

次に【市民館・市民館分館】につきましては、「館長」は、社会教育施設や市民活動支援施設等の勤務経験を有するなど、生涯学習の推進及び市民活動の支援等に見識を有する者を配置することとし、社会教育主事資格を有していることが望ましく、施設の専任とする、としてまいります。

「職員」は、社会教育振興事業等に従事する者のうち、施設ごとに1名以上は社会教育主事資格保有者とし、積極的に実務経験を配置する、としてまいります。

【図書館・図書館分館】につきましては、「館長」は、図書館の勤務経験を有するなど、生涯学習の推進や市民活動の支援等に見識を有する者を配置することとし、司書資格を有していること

が望ましく、施設の専任とする、としてまいります。

「職員」は、図書館業務従事者の50%以上は司書資格保有者とし、積極的に実務経験者を配置するとしてまいります。

5ページを御覧ください。「8 市民館等運営に関する業務」の社会教育振興事業でございますが、指定管理者は「教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業要綱」及び「教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業実施要綱」に基づいた事業を実施することとし、前年度までの事業を継承するとともに、市民館事業に関わるボランティアや市民による企画運営委員会等と協働・連携して実施する等としてまいります。

「9 市民館等運営に関する業務」の市の関係部署・組織・団体等との連携・協働事業でございますが、指定管理者は、市が実施する家庭教育支援事業等について、事業実施を支援するとしてまいります。

右側にまいりまして、具体の流れとして、「一般的な社会教育振興事業の進め方」を参考に掲載いたしました。区生涯学習支援部門と指定管理者は、「企画調整会議」を開催し、定期的に社会教育振興事業に関する調整や相談、事業実施状況等の情報共有を行ってまいります。詳細につきましては、後程「事業の進め方フロー」を御覧ください。

6ページを御覧ください。「10 図書館等運営に関する業務」の図書館資料業務でございますが、「図書館資料の選定業務」といたしましては、指定管理者は図書資料の収集候補を選定し、決定・購入は市が行うとしてまいります。また、必要に応じて、市が主催する資料選定委員会や児童書選定委員会に諮るとしてまいります。新聞、雑誌その他逐次刊行物については、市が主催する雑誌担当者会議に諮り、指定管理料の中で購入するとしてまいります。

「除籍する図書館資料の選定業務」につきましては、指定管理者が除籍候補を選定し、決定は市が行うとしてまいります。

右側に参りまして、選書の具体の流れとして、「一般図書の選定方法」を参考に掲載しておりますので、後程、御覧ください。

次に「11 図書館等運営に関する業務」の窓口サービスでございますが、レファレンスに関する業務として、資料や情報の提供、館内案内等を行うとしてまいります。指定管理者では対応が難しいレファレンスの流れとして「レファレンスの方法」を参考に掲載しておりますので、後程、御覧ください。

7ページを御覧ください。「12 図書館等運営に関する業務」の読書普及関係事業でございますが、「読書普及に関する業務」としてイベントや読書を奨励する事業を企画し実施することや、「児童サービスに関する業務」として子ども向けおはなし会等を実施する等としてまいります。

「13 図書館等運営に関する業務」の学校教育活動の支援に係る業務でございますが、学校図書館と連携し、定期的な情報交換等を行うとともに、学校図書館への支援や学校図書ボランティアの活動の支援などを行うとしてまいります。

次に「14 その他市が行う事業等への協力」でございますが、選挙や総合防災訓練などへ協力することとしてまいります。

右側に参りまして、「15 事業計画及び事業報告」でございますが、それぞれの作成・提出時期について記載してまいります。

「16 指定管理者が実施する自主事業」でございますが、指定管理者は、市の承認を得た上で、指定管理経費以外の自己資金により事業を実施することができること、また、自主事業にお

いて受講料等を徴収し、指定管理者の収入にすることができるとしてまいります。実施できる事業といたしましては、表にあるとおり、イベント等の事業、物販事業、また、その他の事業として施設利用促進、利便性の向上等を考慮した事業としてまいります。

「17 緊急時の対応と体制の確保」として、対応マニュアルを作成し体制を構築しておくとしてまいります。

また「18 災害時等の施設使用等」として、災害時等においては市の指示に基づき、それぞれの用途に施設の提供及び管理を行うとしてまいります。

8ページを御覧ください。「19 リスク分担」でございますが、主なリスク分担は表にあるとおりとし、詳細は協定で定めるとしてまいります。

「20 川崎市社会教育委員会議市民館専門部会及び図書館専門部会に関する業務」でございますが、指定管理者は実施に協力するとし、館長及び必要な職員が出席し、指定管理業務の実施状況等についての報告や、会場設営・資料の準備等運営を実施するとしてまいります。

「21 市民意見の聴取」でございますが、利用者アンケート等によりサービスの評価を収集・分析し改善に向けて検討することとし、また、利用者懇談会を年度ごとに1回以上開催するとしてまいります。

右側にまいりまして、「22 モニタリング・評価に関すること」でございますが、指定管理者自身によるセルフモニタリングを実施するとともに、市がモニタリング・評価を実施することとし、その種類や目的、実施者、実施時期、実施後の対応については表のとおりとしてまいります。

説明は、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。資料の概要ということなのですが、非常に多岐にわたっておりますが、御質問等いかがでしょうか。

石井委員、どうぞ。

#### 【石井委員】

ありがとうございました。1点ですけれども、10番で図書資料の選定がありますけれども、これには利用者の要望ですとか、何か利用者側のリクエストとか、そういったものが反映される余地があるのでしょうか。

#### 【米井生涯学習推進課担当課長】

御質問ありがとうございます。

図書資料の選定につきましては、基本的には図書館の司書たちが、その年、その月に出る新刊などをしっかりと見ながら、どういった資料を図書館に入れるかということを考えていきますが、それ以外に、市民の方からリクエストをいただく制度もございまして、リクエストをいただいたときには、その本を入れていくのか、収集要綱上、難しいのかということ、図書館の選定委員会のほうで諮ってまいります。

以上でございます。

#### 【石井委員】

そのリクエストというのは、どういう道筋というか形で、ここにある市民アンケートとかも最後にありましたよね。そういう中で把握されるのか、ちょっとそこを教えてください。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

これは指定管理者制度導入とは直接関係はありませんが、図書館にリクエストを書いてもらう用紙を置いていまして、そちらに書いていただいて、カウンターで受付をさせていただいています。そのときにお話が伺えれば、そこでまた要望を伺いながら、手続きを行っていくということになります。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、芳川委員。

**【芳川委員】**

御報告ありがとうございました。指定管理者についての様々な交渉、非常に多岐にわたって難しいと思うんですが、少し教えていただきたいところがありまして、お願いします。

7点目の人員配置のところですか。まず、最初の施設共通のところの3行目でしょうか。社会教育に関係する見識を有するとともに、指定管理者との業務に従って従事する最適な人員を配置するということですが、その最適という決め方というのがちょっと分からなくて、どんな感じになるのか、どういうふうな決め方がなされるのか、指定管理者が決めて市に報告するのかどうかというところが1点目です。

あともう一つ、やっぱり費用について気になるものですので、同じ7のところの図書館・図書館分館のところですが、職員は図書館業務従事者の50%以上は司書資格をとということなんですが、この50%というのは、妥当なのかどうか。つまり、ここから見ていくと、実はパーセンテージもうちょっと高いほうが、いわゆる専門家が入っていく形になるので、ここら辺の場合の決め方について教えていただければありがたいです。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

はい、お願いします。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

ありがとうございます。

まず、1点目の最適な人員を配置しますというところですが、今回は概要ですので内容が限られていますが、仕様には様々なやっていただきたいことを列挙させていただき、しっかりと運営できるように、何人ということは、こちらからは申し上げませんが、業者の方に、ちゃんと配置をしていただきたいということで置かせていただいています。実際には、報告いただくときにどういった配置でいいのかというところにつきましても、我々のほうには提出していただいて、

拝見させていただくような仕組みになっております。

次に、図書館の職員の従事者の50%以上というところがございますが、現在の図書館の司書率ですが、カウンターで従事しているスタッフも含めて、トータルで39%の司書率で、実際は運営をしております。

ですので、では、40%かということでもなくて、やはり一定、専門性を担保していきたいというところもございますので、実情よりも高い50%ということで、まずは設定させていただいております。

また、この間、PPPプラットフォームで、希望された業者の方々と会合させていただく場面も設けさせていただいたのですが、そこで、50%という数が無理な数字なのかどうかというところは、各業者とも話をさせていただいて、障壁にはならないということは確認させていただいております。まず50%で行くということで、現在考えております。

以上でございます。

#### 【芳川委員】

ありがとうございます。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

はい、野村委員。

#### 【野村委員】

御説明ありがとうございます。

資料の8番、市民館等運営に関する業務のところ、一番最後の丸ポチ、「過去の施設利用の実績等に留意し、必要な一般利用者による施設利用枠を確保します」というところについて、お尋ねしたいんですが、過去の施設利用の実績等に、どんなふうに留意するのかなというところなんです。

というのも、指定管理者を導入するということは、目的の一つに、これから時代の変化に併せてニーズも変化して行って、そうした新しい利用者の方の期待に応えられるような市民館・図書館にというところがあったかと思うんです。

一方で、この指定管理を導入するに当たって、これまでの利用者の方というのは、どんなふうに施設が変わっていくのか、不安な気持ちも持たれていたかと思えます。そのバランスを考えると、今までの方たちも大事にしなくてはいけないし、そして新規の方にも、気軽に利用していただける施設になってほしいという思いがありますので、どのくらい実績に留意するのか、新しく入ってこられた団体さんには、どのくらいで貸し出すのかというバランスの決まりなどがあるんでしたら、留意の仕方というところをもう少し詳しくお尋ねしたいなと思っています。

#### 【米井生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

何%を確保しなければいけないというところまで規定をすると、逆に縛りをかけてしまうことになってしまいますので、そこまでを仕様の中に定めていくという予定は今のところはございませんが、ただ、各市民館ごとに利用率というのはやはり違いますし、また、午前、午後、夜間と枠を設け

て貸出しをさせていただいていますけども、市民館によっては、夜間がいっぱいなところもあれば、空いているところもあったりとか、午前中の利用率は高いとか、低いとかがございます。設置されている場所の関係とか、利用されている方々が、どういった活動かということで、利用のされ方が違いますので、そこをしっかりと留意していただきながら、現在使っていらっしゃる方々が全く使えなくなるようなことはないように、一定そこも数字を見据えながら、社会教育振興事業であったりとか、御自分たちでやっていただく提案や実施事業みたいなことは、問いかけてほしいということで、この一文を入れさせていただいています。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

はい、田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

どうも御説明ありがとうございました。

こうやって伺ったところ、市民館・図書館として、その専門性とか、市民参加とか、それから行政本体がどのように関わるかということについて、それぞれきめ細かく考えてつくられたものだというふうに受け止めました。

それで、これは今お答えいただける範囲で結構なんですけども、これまで、この委員会でも段階的にずっとお話を伺いながら意見を申し上げ、キャッチボールしながら進めてきたと理解していますけれども、今回この新しい資料で、今までと比べて、この辺をちょっと工夫したとか、変えたとか、ブラッシュアップしたとかというのがもしあれば、教えていただきたいのと、それから、もとの教育委員会の会議も当然そうなんですけども、その前に社会教育委員の方々の会議もあって、そちらのほうが専門的に社会教育に関して議論をする場だと思うんですけども、そちらで出た御意見などを入れてブラッシュアップしたというのがもしあれば、差し支えない範囲で教えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

お願いいたします。

**【田中教育長職務代理者】**

特にこれまでの流れと変わっていなければいいです。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

まず、社会教育委員会会議ですが、実は12月に社会教育委員の皆さんに、一定、資料をお示しした上で、御意見をいただいているところです。

その中では、基本的な考え方として、ちゃんと社会教育に関する施設であるということが明確に分かるようにしてほしいという御意見いただきました。概要では出てこないですが、そういったところの配慮はさせていただくと考えているところが一つと、あとは具体的に伺って、加筆と

かをさせていただいたのは、人員配置のところで、市民館・図書館の館長については、資格を有することよりも、マネジメントのほうが重要じゃないかと事務局で判断し、入れていなかったのですが、そうはいつでも専門性というのは一定現わせないかという御意見をいただきましたので、市民館・市民館分館の館長のところに、社会教育主事資格を有していることが望ましいと入れるというような工夫はさせていただいております。

また、様々に表現についての御意見もいただきましたので、そういったところは少しずつ修正させていただいています。

また、社会教育委員会議専門部会ですけれども、具体的に言いますと、8ページの20番に社会教育委員会議専門部会、図書館専門部会に関する業務がございますが、指定管理者に協力をさせていただくというところで、誰が出席するのかを館長というふうにしていたのですが、館長だけではなくて、やはりよく事業が分かっている方に出席していただいて、しっかりと御意見をいただくとか、事業のことを説明してもらおうほうがいいということで、必要な職員の出席と記載しています。少しずつではありますが、いただいた意見はなるべく取り入れるようにして、ブラッシュアップをさせていただいております。

また、こちらでいただいた御意見もたくさんあり、なるべく取り入れさせていただいて、なるべくいいものにしていきたいということで、現在検討させていただいているところです。

以上でございます。

#### 【山口生涯学習推進課長】

ちょっと工夫した部分のところを補足させていただきますけれども、通常は仕様書なので、入札仕様でありますので、ここまでは細かいのを事前にお示しするという事は、通常あまりしないんですけれども、逆に今回はかなり細かい部分をお示しした上で、御意見をいただいていたというふうに考えております。

その中で、特に例えば5ページですと、市民館の社会教育振興事業の進め方をしっかりフロー化して、この間に企画調整会議としての会議を重ねて、指定管理者と区の生涯学習支援部門がしっかり関わって、話し合いながら進めていくフローを図示したり、また図書館のほうでも、次の6ページのところです。選定のフローということで、これまですごく市民の方が御心配されていた部分をしっかり明示して、この資料選定委員会で、しっかり市のほうが関わり方をお示ししておりますので、実際このフローが仕様書に書いているわけじゃないんですけれども、こういうふうにするよということをしっかり図示してお示ししておりますので、よりその制度設計をしっかりと示す中で、お話いただくような仕組みづくりと資料づくりを心がけたというところが、工夫した部分かなと思います。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。社会教育委員からの御意見を中心に、反映した部分と工夫した部分というところの今、説明がありましたけど、よろしいですか。

#### 【田中教育長職務代理者】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、報告事項No. 7は終了といたします。

報告事項No. 8 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 8「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【森教育環境整備推進室担当課長】

教育環境整備推進室の森と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 8「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について」、御説明いたします。

ファイルナンバー6-1、報告事項No. 8のファイルをお開きください。

本事業でございますが、「2 履行場所」に記載する、小学校103校及び中学校51校の空調設備の更新整備等を行うものでございまして、詳細につきましては、資料にて御説明いたしますので、ファイルナンバー6-2、報告事項No. 8資料のファイルをお開きください。

資料の左上を御覧ください。「1 事業目的」でございますが、本事業は、PFI手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力を最大限活用し、教室等における空調設備等の効率的・効果的な更新及び新設等並びに維持管理等を行い、夏季及び冬季の室温を適切に保つことによる児童生徒への望ましい学習環境の提供とともに、総事業費の縮減への寄与を目的とするものでございます。

「2 事業概要」でございますが、「(2) 対象施設」は、小学校103校、中学校51校でございますが、そのうち維持管理のみの対象校が小学校20校、中学校9校となっております。

「(3) 事業方式」は、PFI方式を採用しており、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆるPFI法に基づき、自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、本市に空調設備等の所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うものでございます。

「(4) 事業期間」は、事業契約締結日、市議会の議決があった日から令和23年3月31日までの約17年間でございます。

「(5) 事業内容」は資料に記載のとおりでございます。

「3 契約概要」でございますが、「(1) 契約の相手方」は、「株式会社 川崎スクールエアクオリティ」でございますが、PFI法に基づき、本事業のために設立した特別目的会社でございます。

「(2) 設立」、「(3) 資本金」、「(4) 出資者」、「(5) 契約の方法」は、資料に記載のとおりでございます。

「(6) 契約金額」は、263億9,369万534円でございます。

「4 事業経過」でございますが、令和5年1月に実施方針等の公表、3月に特定事業の選定、5月に入札公告を行い、10月に審査委員会で提案者の選定を行った上で、11月に落札者の決定をいたしました。その後、事業者と協議を行い、12月21日に基本協定書の締結、令和6年1月22日に市議会での議決を要件とする事業契約書の締結を行ったところでございます。

資料の右上を御覧ください。

「5 株式会社川崎スクールエアクオリティ（特別目的会社）における各構成企業の役割分担」でございますが、表に記載のとおりでございます。

「6 提案内容の概要」でございますが、主な提案内容といたしましては、「(1) 省エネ性能に優れたハイグレード機種の採用及びデマンドコントロール機能の導入により、エネルギーコスト削減に寄与」、「(2) 遠隔監視システムの導入によるデータ計測及び予防保全の実施による快適な室内環境の提供と、省エネルギーの運用に関する助言」、「(3) データに基づく分析及び運用の改善策立案を行い、エネルギー使用量の削減により、市と一丸となって環境負荷低減に対応」、「(4) 児童・生徒への望ましい学習環境の提供と総事業費の縮減」、「(5) 地元企業が構成企業として参画し、整備対象125校の約6割を請負。下請企業の市内割合は約9割。川崎市空調衛生工業会や川崎市電設工業会をはじめとする市内企業との連携」となっております。

「7 整備スケジュール」でございますが、本事業では、既存空調設備等の更新と未設置特別教室等への新設を行うこととしており、表に記載のとおり、令和6年度から令和10年度までの5年間で空調設備の設計・整備を行う予定としております。

表の一番左の「内容／年度」の欄を御覧ください。

各年度の整備対象校でございますが、令和7年度は34校、令和8年度は37校、令和9年度は38校、令和10年度は31校の予定としております。また、表の一番下に記載のとおり、維持管理につきましては、令和6年度から実施することとしております。

説明は、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

はい、芳川委員。

#### 【芳川委員】

御報告ありがとうございました。分からないことがあって、教えてください。

普通、契約で考えて、事業期間というところが17年間ということになっているんですが、この17年間というのはどのような計算で17年間なのか。普通15年とか20年とか、そういうのが何となくあるような気がするんですが、その中身を教えてください。

#### 【森教育環境整備推進室担当課長】

空調設備の耐用年数を一応考慮した関係で、一般的には10年から13年程度と言われているんですけども、13年程度というふうに考慮いたしまして、一番最後に更新整備をしたところから耐用年数の間は維持管理をするということで、一番後ろの年度を決めたという形になります。

以上であります。

【芳川委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。

これはお願いなんですけど、学校現場は、川崎市は古い校舎もたくさんあります。廊下とドアの間にすき間があったりとか、1階、2階は涼しいんですけど、4階になると屋上の熱をもろに受けてしまって、同じクーラーを同じ時につけていたのに全然涼しくなかったりとか、また、1階の奥は全く効かないとか、その教室、教室でかなり違って、今、扇風機などで併用して何とか涼しくはしているんですけど、かなり危険を感じる時もあるんですけど、なので、付け替えていただいた後も現場の声というか実際どうなのか、この機械をこの学校の古い校舎でどうだったのかとか、そういった見守りというか聞き取りをしていただけたらありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

【小田嶋教育長】

御要望ということで受け止めていただけると。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 8は終了といたします。

報告事項No. 9 労働会館改修工事請負契約の締結について

報告事項No. 10 労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について

報告事項No. 11 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の締結について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 9「労働会館改修工事請負契約の締結について」、報告事項No. 10「労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について」、報告事項No. 11「労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の締結について」でございますが、これらはいずれも労働会館改修に係る工事請負契約に関する報告となりますので、一括して説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、異議なしとして、一括して説明を求めます。生涯学習推進課担当課長、お願いいた

します。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 9、No. 10、No. 11の3件について、一括して御説明いたしますので、ファイルナンバー07-1、報告事項No. 9・10・11のファイルをお開きください。

初めに、本事業の経過でございますが、本件は、令和5年3月に建築工事が入札不調となり、関連する設備工事の入札は中止となりましたが、その後、設計内容の見直し等により再度の入札を行い、昨年12月に落札業者が決定したことから、建築工事及び関連する設備工事について、落札業者との契約を締結するものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。報告事項No. 9「労働会館改修工事請負契約の締結について」、「1 工事名」は、労働会館改修工事、「3 契約金額」は、41億4,700万円、「6 契約の相手方」は、前田建設工業株式会社でございます。

3ページを御覧ください。報告事項No. 10「労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について」、「1 工事名」は、労働会館改修電気設備工事、「3 契約金額」は、13億1,351万円、「6 契約の相手方」は、丸井・光陽共同企業体でございます。

5ページを御覧ください。報告事項No. 11「労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の締結について」、「1 工事名」は、労働会館改修空気調和設備その他工事、「3 契約金額」は、18億1,500万円、「6 契約の相手方」は、研空・稲水共同企業体でございます。

詳細について御説明いたしますので、ファイルナンバー07-2、報告事項No. 9・10・11資料のファイルをお開きください。

資料の左上を御覧ください。

「1 再編整備の概要」でございますが、本事業は、川崎市教育文化会館と川崎市立労働会館の再編整備に併せて、現在の労働会館を大規模改修し、(仮称)川崎市民館・労働会館を設置することにより、それぞれの館がこれまで行ってきた社会教育振興事業と勤労者福祉事業を継続するとともに、二つの機能が同一建物に設置されていることのメリットを生かし、幅広い利用者層に対応した事業・サービスを推進していくものでございます。

「2 これまでの経過」でございますが、基本計画を令和3年1月に策定し、大規模改修により改築と同程度の機能改善が見込まれること、改修概算工事費と改築概算工事費の比較等を踏まえ、大規模改修の複合化・長寿命化のモデル事業として大規模改修を実施することといたしました。施設構成でございますが、利用者にとって明確な区分を感じさせないゾーニングとし、市民館機能と労働会館機能をシームレスに配置しました。

なお、諸室の配置は、後程御説明いたします。

令和4年の実施設計完了後、令和5年3月に工事入札を行ったところ、入札不調となり、再発注に向けた対策を検討しました。

資料の右上を御覧ください。

改修及び改築工事費の推移でございますが、工事費の比較等により、改修により再編整備を行うこととしましたが、改修工事費は、令和3年1月の基本計画策定時は約48億円を想定しておりましたが、建築コストの高騰等により、令和5年8月の入札不調後の再発注時には約79.1

億円に増額したところでございます。

「3 工事請負契約の締結について」でございますが、入札不調の原因を踏まえ、工事費、仕様、工事発注方法等の見直し等を行い、11月に入札を行ったところ、工事の落札者が決定し、先程の報告事項のとおり、令和6年第1回定例会に工事請負契約を議案として提出いたします。

「4 今後のスケジュール」でございますが、令和6年4月に工事着手し、令和7年12月に竣工、令和8年2月に供用開始できる見込みでございます。

続きまして、ファイルナンバー07-3、報告事項No. 9・10・11参考資料を御覧ください。各フロアの平面図等により、諸室の配置等について御説明いたします。

1 ページの「案内図」を御覧ください。当案内図につきましては、図面の上が北となっております。図面右側、赤色でお示ししている場所が労働会館でございます。

2 ページの「配置図」を御覧ください。当配置図につきましても、図面の上が北側でございます。図面の中央でございます本館棟の西側に設備棟及び駐車場がございます。また、駐車場の南側には、ごみ置場がございます。

次ページ以降に各フロアの平面図を掲載しています。3 ページの「地下1階平面図」を御覧ください。

平面図につきましては、資料右下の囲みでございますとおり、黄色をホールエリア、青色を多目的に利用できる部屋、ピンク色を運動・音楽・料理・工作ができる部屋、緑色をオープン利用施設として、色分けしてございます。

地下1階につきましては、現在は設備機器を設置しておりますが、設備機器は浸水対策のため設備棟に移設し、音楽の音や運動の振動が影響しないよう、体育室2室、スタジオ3室を配置しております。

4 ページの「1階平面図」を御覧ください。

1階につきましては、黄色でお示ししている「ホール」のほか、図面の左側でございます「市民ギャラリー」、左下にピンク色でお示ししている「音楽室」や青色の「ルーム1」を配置し、また、富士見公園側である左下に「テラス」や「売店・飲食スペース」を設置し、公園との一体感を持たせ、富士見公園利用者など、誰でも入りやすいよう工夫しました。

5 ページの「2階平面図」を御覧ください。

2階につきましては、図面の左側に緑色でお示ししている「図書コーナー」を設置し、労働会館で所蔵していた労働資料に加え、新たに一般図書や児童書等を配置し、閲覧や貸出しを行う予定でございます。また、来館者を2階へ誘導するため、吹抜け部分に1階から2階に上がる階段を新たに設け、図面の下側にある「市民活動コーナー・オープンスペース」なども気軽に利用いただけるようにいたしました。

6 ページの「3階平面図」を御覧ください。

3階につきましては、図面の左側にピンク色でお示ししてございます「和室1」、「児童室」のほか、図面の右側に黄色でお示ししてございます「リハーサル室」などを設置しております。「和室1」は、可動間仕切りを解放することで、オープンスペースとの一体利用が可能となっております。

7 ページの「4階平面図」を御覧ください。

4階につきましては、図面の左上に黄色でお示ししてございます「ミニホール」のほか、図面左中央にピンク色でお示ししてございます「料理室」などを設置してございます。こちらの「料

理室」もオープンスペースとの一体利用が可能となっております。

8ページの「5階平面図」を御覧ください。

5階につきましては、図面の左側にピンク色でお示ししてございます「実習室1」、「実習室2」のほか、左上に青色でお示ししてございます「交流室」、左下にございます「ルーム10」、「ルーム11」などを設置してございます。

9ページの「屋上平面図」を御覧ください。

屋上には、図面の左下にございます「空調室外機置場」や「太陽光発電設備」を設置してございます。

10ページの「北側立面図」を御覧ください。富士見通りから建物を見た北側立面図でございます。

次ページ以降、13ページまでは、南側・東側・西側から見た立面図を添付しておりますので、後程御覧ください。

14ページの「断面図1」を御覧ください。

大ホールを横から見るように建物全体を切断した断面図でございまして、15ページがミニホールを横から見るように切断した断面図でございます。16ページが富士見通り側から見た完成予想図、17ページが富士見公園側から見た完成予想図でございます。

資料の説明は、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

初めの07-1で説明してもらいました、契約金額のところ、3というふうに言っていましたけど4の間違いですかね。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

はい、失礼しました。項番の4と言うべきところ3と説明してしまいましたので、正しくは4です。

**【小田嶋教育長】**

項番は4となるということになります。では、訂正していただきたいと思います。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

失礼いたしました。

**【小田嶋教育長】**

質問等はいかがでしょう。

はい、田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

御説明ありがとうございました。

実は、この質問というのはもっと前段階にやっておくべきものだったんですけど、最近ほかの自治体における公民館などの複合施設化に私も関係していることがあって、そこで出てくる問題

などをちょっと踏まえながら、今ここで念のため確認させていただきたいというように思います。

教育文化会館と労働会館が複合施設になるということで、教育文化会館は川崎市民館というふうになるということなんですけれども、もう既に確認済みのこととは思うんですけども、条例としては川崎市民館の条例と、それから労働会館の条例が改正されるという形でそれぞれできるという理解でよろしいかということと、それと、途中の御説明で、利用者から見てここからここまでが市民館でここからここまでが労働会館だというふうに見えないように、全体が一つの新しい施設だというように利用できるというようにするとお話しされたように聞いたんですけども、その場合、条例としては、この部分は市民館だ、この部分は労働会館だというように条例としては明確に分けてということでもいいと考えていいでしょうか。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

条例につきましては、こちら07-2の資料、カラーのものがあるのでそちらを御覧いただければと思うんですが、その1の再編整備の概要の下のところにございますとおり、今回、施設名が（仮称）川崎市民館・労働会館ということで、複合施設条例を制定する予定でございます。ですので、それぞれの川崎市民館・労働会館の条例をつくるのではなくて、複合施設条例で運営していくということで考えています。

**【田中教育長職務代理者】**

分かりました。そうすると、条例が一つになるということですね。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

はい、ということになります。

**【田中教育長職務代理者】**

そうすると、教育文化会館はこれまで条例としては、社会教育法にのっとった公民館として設置するという趣旨の条文になっていたと思いますが、条例が一つになると労働会館も含めて全体が公民館だという表記の条例になってしまう。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

今、条例につきましては、つくっているところではございますが、教育文化会館で実施する社会教育事業もあれば、労働会館で実施する勤労者福祉事業もあることから、並列して明記するという形で記載することを考えているところでございます。

**【田中教育長職務代理者】**

それは分かるんですけども、この新しい施設の一つだけの条例ということは、社会教育法における公民館の規定との関係はどうなりますか。

**【山口生涯学習推進課長】**

今、条例を作成しておりますけれども、あくまでも川崎市民館と労働会館の相互の機能を複合化してその両方の機能を併せ持つ施設ということになりますので、行政目的に沿って社会教育法

上の公民館であり、労働行政をつかさどる会館という両方の機能を併せ持ちますので、条例上もそのような表現になるところでございます。

以上でございます。

**【田中教育長職務代理者】**

なるほど。そうすると、両方の位置付けが一つの条例の中に入るといえることですか。

**【山口生涯学習推進課長】**

はい、入ってまいります。なので、今、川崎市民館条例は、教育文化会館条例以外の他の市民館全て、12館を網羅した一つの川崎市民館条例でありますけれども、こちらにつきましては、川崎市民館・労働会館条例ということでそちらの条例とは別の立てつけの一本の条例を新設するというような形になりますけれども、先程申し上げたとおり、機能について双方の機能を兼ね備えたというような行政目的と機能の書き方をしていくような形になります。

以上です。

**【田中教育長職務代理者】**

そうすると、教育文化会館は、今現在は教育財産ですよ。それで、労働会館は行政財産ですよ。これが複合化になって川崎市民館が労働会館と一緒になるということは、川崎市民館の部分の教育財産というのはどうなるんですか。なくなるんですか。

**【山口生涯学習推進課長】**

今回、労働会館の場所の中に教育文化会館機能を含めて改築を行うような形になってございますので、労働会館は経済労働局の財産になっておりますので、それはそのまま経済労働局が持つていくというような形になりますので、現教育文化会館は壊していくような形になりますので、そこにおいての性質のほうの財産という形ではなくなってくるということになります。

以上でございます。

**【田中教育長職務代理者】**

そうすると、新しい複合施設は全体が行政財産ということですね。

**【山口生涯学習推進課長】**

全体が行政財産。

**【田中教育長職務代理者】**

そういう場合に、その中に社会教育法の公民館として、川崎市民館の部分を位置付けるというのは可能なんですか。

**【山口生涯学習推進課長】**

機能として、我々もその条例については弁護士相談も行っておりますけれども、財産上は市長部局の財産でありますけれども、機能として教育の機能を持った建物になりますので、そちらを

公民館として位置付けて社会教育法上の公民館機能を持たせるということは可能というふうに考えております。

【田中教育長職務代理人】

条例の中でそういうふうに明記される。

【山口生涯学習推進課長】

そうですね。

【田中教育長職務代理人】

分かりました。

この複合施設を所管するのはどちらになるんですか。教育長ではなくて市長が所管することになる。

【山口生涯学習推進課長】

そうですね。市長になります。

【田中教育長職務代理人】

ですよね。そうすると、そこの中に入っている川崎市民館は、いわゆる特定公民館の位置付けになるんですか。それとも、そうではなくて社会教育法上は教育委員会が設置することになっている公民館としての位置付けの条文になるんですか。

【山口生涯学習推進課長】

その特定公民館というのはあれですかね、市長部局に教育の機能をつけて、そちらで公民館を運営するというような意味合い。

【田中教育長職務代理人】

特定公民館というのは、所管するのがいわゆる首長さんになる場合、それでも首長さんの所管で公民館をつくらうとする場合、位置付けは特定公民館という形で社会教育法にのっとって教育委員会が所管する公民館と同様に位置付けるという、いわゆる地方分権の一括法で規定されたものなんですね。ですから、所管が教育長というか教育委員会でなくなると、通常社会教育法上、公民館としての位置付けはできなくなるんじゃないかという気がして、ちょっと気になるので今聞いてみたところです。

【山口生涯学習推進課長】

実際、例えば市の市長の財産の建物の中に図書館が入っていたり、公民館が入ったり、その財産の持ち主と実際に機能については一緒じゃなくても、だからその市長部局の財産の中では公民館行政ができないとか図書館行政ができないということはないというふうに考えておりますので、あくまでも持ち主として市長が持っておりますが、社会教育法上の公民館であるという位置付けで運営していくことを想定しております。

**【田中教育長職務代理人】**

それで大丈夫ですね。他の施設の場合、恐らくその中に公民館が入ってという場合は、その部分は所管するのが教育委員会になっているのではないかと思うんですが。ちょっと今ここでやっても多分長くなって申し訳ないので、その辺りをまた確認していただいて、私もちょっとまたお聞きしてもよろしいですか。

**【山口生涯学習推進課長】**

はい。

**【田中教育長職務代理人】**

法令上どういう位置付けなのか教えていただきたいと思います。すみません、どうも。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

はい、森川委員。

**【森川委員】**

すみません。ちょっと教えていただきたいんですけど、4階に料理室、オープンスペース、5階のほうに実習室、交流室などがあるんですけども、これは本当、教えていただけるだけで結構ですが、どういった層の利用を見込んでいらっしゃるのかなと思って。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

まず、5階に交流室がありまして、ピンク色で実習室があるんですが、実習室につきましては、平日は仕事をしている方より、仕事をされていない高齢の方が多いと思いますけれども、幅広い世代の方にお使いいただけるようなことを考えております。

また、その上にあります交流室、こちらにつきましてはもともと労働会館にあった機能でございまして、昔はこういうところで結婚式をやったりとかと伺っておりますが、こちらでケータリング等により飲食をしながら懇親したりというような使い方もできますので、こちらも幅広い世代の方にお使いいただけるものかなというふうには考えているところでございます。

**【森川委員】**

ありがとうございます。

非常にすてきな施設ができるので、この料理室にオープンスペースに実習室に、あと児童室ですか、なぜ伺ったかという、4階とか5階、上まで上がらないと使えないのがちょっとリスクが高いのかなと一瞬思ったんですけど、たくさんの方が利用していただいて人がすぐ行き来をしてくださったらいいなと、このホールだけに終わらずに。それをすぐく望みます。ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょう。

はい、芳川委員。

**【芳川委員】**

御説明ありがとうございました。

すごく楽しみであると同時にちょっと気がかりなところがあって、今、田中委員がお話をされているように、じゃあ主体はどうなるんだろうとか、誰が利用できるのかなとか、あと、すごく幅広い問題を全部網羅しているように見えるんですが、全ての年代を考えるとみんなが少しずつみたいなの、一つのケーキをみんな小分けをしてみたいな、そんな感じのイメージがちょっとあって、蓋を開けてみたら逆に使いにくくなっちゃったらとてももったいないかなという感じがするんですよ。だから、そういう意味では、これから先だと思えるんですけども、もう少し具体的に対象者を絞って、それから市民館といっても、全てといっても、実際に市民館を利用しやすい層もありますし、労働会館が、さっきその交流室というのは私も何だろうなというふうに思ったんですが、実は労働会館がもともと持っている機能と、そこは実はもう1回振り分けて整理していかなければ、すごくばらばらな形でパズルのようなになっちゃうような気がするのですが、よかったです、部屋はいっぱいあってとても使いやすいかなという気がするのですが、オンラインルームをどうするんだろうとかいろいろ考えたりしちゃうもので、よかったですそこ辺り、検討されていると思うんですが、入れていただければ安心できるかなと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

はい、どうぞ。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

確かにそうですね。今まで教育文化会館、労働会館だった、部屋は引続き設けているんですが、新たにオンラインルームも設けますので、これまで使っていたようにお使いいただくんですが、やはりこれまで利用したことがない方にも使ってもらえるような工夫をしていきたいと思っています。また、ふらっと来ても利用してもらおうということで各フロアに緑色で示したオープンスペースを設けているので、そういうところでくつろいでもらったりですとか、あと1階には富士見公園を利用されている方にも御利用いただけるよう、富士見公園側にテラスですとか売店・飲食スペースも設けておりますので、できるだけ多くの方に使ってもらって、施設を知ってもらって、次は諸室を利用してもらえればと思います。様々な工夫をしていきたいと思っています。

**【森川委員】**

すみません、もう少し追加していいですか。

何が心配かというとは実はセキュリティーがちょっと気になっていて、いろんな方たちが入ってくるということはとてもいいことなんですけど、じゃあこのスタジオは、利用者は誰になるのかとか、誰が管理するのかとか、あと、オープンスペースというと、ただすごく何も無いオープンスペースというものもとても大事なんですけども、そこには果たして何かの展示を置くことができるのか、そういう意味でのオープンスペースでいいのではないかなという感じがするので、だ

からふらっと入ってきていただきたい魅力を多分これから工夫されると思うんですけど、していけたら楽しみだなと思います。

以上です。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

そこは今後運営をしていく中で工夫していきたいと思います。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 9から報告事項No. 11までは終了といたします。

**報告事項No. 12 八ヶ岳少年自然の家の再編整備及び自然教室の方向性の検討状況について**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 12「八ヶ岳少年自然の家の再編整備及び自然教室の方向性の検討状況について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

では、引き続き御説明いたします。

報告事項No. 12「八ヶ岳少年自然の家の再編整備及び自然教室の方向性の検討状況について」、説明いたしますので、ファイルナンバー08-1、報告事項No. 12のファイルを御覧ください。

「1 これまでの経過」、「(1) 令和4年度までの経過」でございますが、昭和52年の開設以来、延べ80万人の子どもたちが親子世代にわたって自然教室等で利用している一方、施設及び設備の老朽化が進行しているため、令和2年から抜本的な老朽化対策に着手し、調査を進める中、令和4年度に敷地が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に指定されていることを確認しました。枠内に時系列で経過をお示ししていますので、後程御覧ください。

「(2) 令和5年6月文教委員会の報告」でございますが、昨年6月の教育委員会会議にも同様の報告をさせていただいておりますが、今後の方向性として、自然教室の継続実施を前提に、自然教室の内容の整理を行うとともに、長期的な安全性の確保を考慮し、当該地での再編整備の妥当性や、他施設活用の可能性など、自然体験の場を継続的に確保する手法について幅広く検討すること等を御報告しました。

「2 検討方法」、「(1) 自然教室の継続実施を踏まえた内容の整理」でございますが、かわさきの子どもたちの現状や自然教室の目的等を整理するとともに、児童生徒・保護者及び学校長へのアンケートを行い、自然教室の意義や教育効果を確認し、「自然教室の実施に当たっての視点」を作成しました。資料右側中段の茶色の囲みのおり、「自然教室実施に当たっての視点」として、自然体験活動や集団宿泊活動の実施、活動時間や宿泊施設の安全性の確保、保護者の費用負担、教職員の業務負担の六つの視点を作成しました。

「(2) 幅広い検討の実施」でございますが、現地での再編整備、富士見町内での移転整備、他

施設の活用の3案について、6つの視点に基づき比較を行い、課題等を把握するとともに、実現可能性のある手法の絞り込みを進めました。

2ページにお進みください。「3 幅広い検討の実施」の「Ⅰ 現地での再編整備」でございますが、2パターンを検討しました。

「(1) レッドゾーンを避けたイエローゾーンでの施設整備」につきましては、レッドゾーンを避けて、イエローゾーンでの施設整備を検討しました。「検討結果」でございますが、法的な建築行為の規制や制限等はないものの、イエローゾーン内での整備となること、また、野外活動エリアはイエローゾーン内になるという課題がございます。

「(2) レッドゾーン・イエローゾーン以外での施設整備」につきましては、敷地内のレッドゾーン・イエローゾーンに該当しないエリアでの施設整備を検討しました。「検討結果」でございますが、(1)と同様に、野外活動エリアはイエローゾーン内となるものの、費用等を含めた詳細な整備内容の検討を進めることといたしました。

「Ⅱ 富士見町内での移転整備」でございますが、富士見町役場から6件の候補地の提案を受け、敷地の規模や土砂災害警戒区域等の指定の有無、近隣状況を調査し、現地での再編整備で検討した施設規模をベースとした施設整備の可能性を検討しました。「検討結果」でございますが、一部の土地で移転の可能性は確認できたものの、土地の詳細な状況について更なる調査が必要であり、費用等を含めた詳細な整備内容の検討を進めることといたしますが、移転整備をした場合、移転後の現地跡地の活用方法等の検討が必要となります。

3ページにお進みください。「Ⅲ 他施設の活用」でございますが、4パターンを検討しました。

「(1) 周辺自治体の検討」につきましては、周辺9県の観光担当課に確認し、千葉県及び山梨県から候補施設の回答がありました。「検討結果」でございますが、今後、受入れの可能性など、さらに他自治体への照会やアプローチを行い、検討を進めることといたします。

「(2) 遠方自治体の検討」につきましては、友好都市やこれまで交流のあった都市など、本市と関係のある6つの自治体を抽出し、机上でのシミュレーション及び宮崎県東京事務所へのヒアリングを行いました。「検討結果」でございますが、宿泊地の安定的な確保が確約できないこと、活動時間が実質2日目に限定されること、新たに宿泊費用や飛行機や新幹線等の移動費用が発生することなどの課題がございます。

「(3) 国立・公立宿泊施設の検討」につきましては、関東周辺の13の国公立施設に施設の予約状況等のヒアリングを行いました。「検討結果」でございますが、全校が同一施設を利用することは困難であり、公立施設については設置自治体の住民利用が優先されるなど、安定的な確保が確約できないなどの課題はあるものの、複数の施設に分散して実施できる可能性があることから、今後、更に施設調査を行い、周辺環境等の状況や詳細な利用条件の確認等を進めることといたします。

「(4) 民間宿泊施設の検討」につきましては、バスで宿泊施設までおおむね3～4時間程度の範囲内の宿泊施設(371施設)を対象に調査を行い、教育旅行の受入れの可否、宿泊施設及び周辺での体験活動の有無、バリアフリーの状況、ハザードマップ等の確認を行った結果、計6施設を抽出しました。「検討結果」でございますが、民間のホテル等の利用になるため、安定的な確保が確約できなく、新たに宿泊費用が発生するという課題はあるものの、複数の施設に分散して実施できる可能性があることから、今後、さらに検討を進めることといたします。

「4 各案のまとめと検討の方向性」でございますが、下の表に、各案の検討状況を整理する

とともに、今後の検討の方向性等をまとめておりますが、灰色の網かけをしている「Ⅰ 現地での再編整備、(1) イエローゾーンでの整備」と「Ⅲ 他施設の活用、(2) 遠方自治体」は、自然教室の実施に当たっての6つの視点のうち、それぞれ「安全性の確保」の視点と「活動時間の確保」の視点に適合しないことから、今後の検討から除外することといたします。その他の案は、現時点で適さない視点はないことから、さらに検討を進めることといたします。

表の下に結論等をまとめておりますが、1ポツ目、Ⅰ(1)及びⅢ(2)は、「自然教室実施に当たっての視点」に適合しないため、今後の検討から除外します。

2ポツ目、その他の案は、自然教室の持続可能性、宿泊施設の安全性、市や保護者の費用負担など、様々な面からさらに検討を進め、令和6年度末に中間報告、令和7年度末頃に検討結果を取りまとめてまいります。

3ポツ目、各案の環境や条件に併せ、自然教室の内容や実施方法等を検討してまいります。

4ポツ目、八ヶ岳少年自然の家を利用している学校や青少年団体等の状況等を踏まえ、検討を進めてまいります。

参考資料として、児童・生徒、保護者や学校への意見聴取、調査を行った自治体や施設の一覧を添付しておりますので、後程御参照ください。

説明につきましては、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等はいかがでしょうか。

はい、森川委員。

**【森川委員】**

御説明ありがとうございました。

ちょっと質問なんですけど、イエローゾーンでの整備案のとき、アストロハウス、この星を見るところがあるんですが、レッドゾーン・イエローゾーン以外での設備案でアストロハウスが消えてしまっているんですけど、これはどこかにこの後で出るとかということでもいいんでしょうか。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

こちら2ページの真ん中で各レッドゾーン・イエローゾーン以外での施設整備の部分なんですけど、おっしゃるとおり、アストロハウスが施設整備案から消えております。現状考えておりますのが、アストロハウス跡地周辺に配置している管理・宿泊棟や体育館の屋上に天体観測施設を設置することで有効活用できるかなと考えているところでございます。まだ検討段階ではございますが。

**【森川委員】**

いいと思います。納得しました。ちょっとここは遠くて移動が大変だったんですが、上にあるなら移動も楽になりますよね。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

更に検討を進めて、中間報告をしていただく予定です。

それでは、報告事項No. 12は終了といたします。

### 報告事項No. 13 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

#### 【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 13「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

#### 【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 13「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして、御説明申し上げます。ファイルナンバー09、報告事項No. 13を御覧ください。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

初めに、1番を御覧ください。

専決処分年月日は「令和6年1月4日」、損害賠償の額は「56万9,609円」でございます。

事件の概要でございますが、「平成14年3月14日、市立学校の廊下で、給食の時間中、水たまりに足を滑らせた他の児童が、被害者の腕をつかんだため、被害者が転倒し、負傷したもの」でございます。

次に、2番を御覧ください。

専決処分年月日は「令和6年1月4日」、損害賠償の額は「53万3,930円」でございます。

事件の概要でございますが、「平成22年12月1日、市立学校の体育館で、部活動中、他の生徒が振り上げたバドミントンのラケットが、被害者に当たり、負傷させたもの」でございます。

両事件について、本市に国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございまして、これら案件につきましては、令和6年第1回市議会定例会に御報告をいたします。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

はい、芳川委員。

#### 【芳川委員】

御報告ありがとうございます。

質問なんですけれども、1件目、平成14年になっているんですが、随分たった後の案件のような感じがするんですけれども、もし何かあったら教えてください。

#### 【伊藤庶務課担当課長】

1番の事件に関しましては、事故の内容が被害者の歯が折れたことございまして、被害者が

当時小学1年生ということでした、最終治療まで相当時間がかかったというような事情が一つございます。最終治療は平成28年でしたが、そのときに主治医の方から、しばらく経過をみる必要があるというお話が保護者からありまして、しばらく待っていただきたいという御要望がありまして、御納得いただくまでお待ちしたという次第でございまして、どうしても時間がかかってしまったという理由になるかと思えます。

**【芳川委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、野村委員。

**【野村委員】**

御報告ありがとうございます。

芳川先生の御質問とかなり重なってはいるんですけども、2件目の事案に関しても10年以上は経過しているかと思えます。これは、1件目ですとけがの内容がそれだけの時間に影響しているということですけども、2件目も何か背景があったのかということと、スムーズな解決の場合でも最低10年ぐらいかかったりするものなのか、その点もお尋ねしたいのでお願いします。

**【伊藤庶務課担当課長】**

2番の事件に関しても、実は、事故の内容は歯が折れたことございまして、どうしても歯の治療の場合は顕著なんですけど、顎の発達によって治療方針が決まっております。どうしても小中学生ですと顎の骨格が成長し切るまで、どうしても時間かかってしまうということがございまして、やはり成人を待って20歳を過ぎてから最終治療の方針が決まることが多いというのが一般的です。

したがって、どうしても解決までに、最終治療までに時間がかかりまして、事案解決に至るまで時間を要するということは全国的にも見られる傾向にあるかと思えます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No.13は終了といたします。

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 14「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

**【木上教育環境整備推進室担当課長】**

それでは、報告事項No. 14「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の御説明をいたします。ファイルナンバー10、報告事項No. 14のファイルをお開きください。

「市長の専決事項の指定について第4項による専決処分」についてでございますが、議決年月日は令和4年6月23日ございまして、工事名は、「坂戸小学校校舎増築その他工事」でございます。契約の相手方は、大山・沼田・露木共同企業体でございます。

変更事項は、完成期限の変更ございまして、変更前の完成期限は令和6年2月29日、変更後の完成期限は令和6年3月29日でございます。また、専決処分年月日は令和6年1月17日でございます。

変更理由は、工事中の水路機能保全及び歩道等の安全性確保の検討に期間を要したため、完成期限の変更を行うものでございます。

説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 14は終了といたします。

**報告事項No. 15 訴訟上の和解について**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 15「訴訟上の和解について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

**【古俣指導課長】**

それでは、報告事項No. 15「訴訟上の和解について」、説明いたします。ファイルナンバー11-01、報告事項No. 15のファイルをお開きいただき、1ページを御覧ください。

本件は、横浜地方裁判所川崎支部令和4年（ワ）第598号損害金請求事件について、和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決が必要となりますので、あらかじめ御報告するものでございます。

詳細について御説明いたしますので、ファイルナンバー11-02、報告事項No. 15の資料のファイルをお開きください。

「2 事件の概要等」の「(1) 原告」でございますが、京浜トラベルサービス株式会社でございます。

「(2) 事件の概要」の「ア」でございますが、本市は、令和2年度川崎市立中学校自然教室運営委託の一般競争入札を実施し、令和2年4月1日、原告と委託契約を締結いたしました。

「イ」でございますが、令和3年1月5日及び7日、本市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、1月から3月までに予定されていた中学校の自然教室の中止を決定いたしました。

「ウ」でございますが、本市は、本件契約に基づき、令和3年1月5日及び8日を中止の時期として算出した解約料として399万8,400円を原告に支払いました。

「エ」でございますが、原告は、本件契約に基づき、支払い済みの解約料のほか、令和3年2月1日を中止の時期として算出した解約料等を損害金として3,175万6,704円の支払いを被告に求める訴訟を横浜地方裁判所川崎支部に提起したものでございます。

次に、「3 双方の主張等」の「(1) 原告の主な主張」の「イ」でございますが、被告は、本件中止について、令和3年1月5日及び7日に原告に伝えましたが、正式に書面で通知したのは29日に至ってからであり、当該書面は、2月1日に原告に到達したことから、「ウ」でございますが、2月1日を中止の時期として算出した解約料その他本件中止に伴い原告に及ぼした損害を賠償する義務があるとの主張をいたしました。

「(2) 本市の主な主張」の「ア」でございますが、令和3年1月5日及び7日、本市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本件中止を決定し、その旨を原告に電話連絡し、原告は、1月5日及び8日に本件中止を受け付けたことから、「イ」でございますが、1月5日及び8日を中止の時期として算出した解約料は399万8,400円であり、既に原告に支払い済みであることから、それ以上の解約料を支払う理由はないとの主張をいたしました。

「(3) 訴訟の経過」の「ア」でございますが、裁判所から、原告に対し、一部の主張の見直しや、逸失利益を含む実損額を整理するよう提案がありました。

「イ」でございますが、原告は、実損額として、仮に本件中止が令和3年1月5日及び8日を中止の時期としてなされた場合であっても、本件契約に基づき、支払い済みの解約料のほか、本件中止による逸失利益等を内容とする損害金として186万5,031円が生じると主張し、本市は、本件契約について解約料以上の金額は実損にかかわらず請求できないものであると主張いたしました。

「ウ」でございますが、原告は、裁判所の訴訟指揮に従い、訴えの変更申立書において、実損額を予備的請求として追加いたしました。

「エ」でございますが、裁判所から、本市に186万5,031円の支払義務があることなどを内容とする和解案が示され、令和6年1月17日、裁判所から和解勧告がなされたところでございます。

「4 和解理由」でございますが、裁判所から、「本件契約に解約料及び損害賠償が規定されており、原告が解約料に加え賠償金を請求できると期待し、ないし混乱したことは認定できる。」という心証が示されたこと、また、裁判所から示された和解案の金額は、裁判所の訴訟指揮に従い、原告が予備的請求として追加したものであり、原告の主位的請求額の約6%にとどまっていることから、訴訟代理人弁護士との協議も踏まえ、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により紛争が早期に解決することを勘案し、和解案を受け入れることとしたいと考えております。

次に、「5 和解案の内容」でございますが、(1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、186万5,031円の支払義務があることを認めること、(3) 原告は、その余の請求を放棄すること、(4) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間には、本和解条項に定めるものの

ほか、何らの債権債務がないことを相互に確認すること等でございます。

また、こちらの訴訟上の和解につきましては、令和6年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

説明は、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等がございますか。

はい、野村委員。

**【野村委員】**

御報告ありがとうございます。

このトラブルに関しましては、今までも報告いただいている中でまた質問なんですけど、一点確認させてください。コロナウイルスによってこの自然教育の中止を決定してから、書面での通知がこれだけのタイムラグができてしまったことはなぜなのかというところと、この責任の所存というか、どなたがこれは連絡すべきものなんでしょうか。教えてください。

**【古俣指導課長】**

本件の契約には、業務を中止する場合につきましては、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならないと記載されておりまして、当時、本市の職員でございますけれども、担当職員でございます、原告との解約料についての協議と同時並行しながら、1月12日から27日までの間に、過去に中止となった事情を調べている中で通知を送付していた他の事例があったことから、そこで明確に気がついて1月29日に通知を発出したという経過でございます。ですので、本件につきましては、職員のほうの通知が遅れたということもございましてけれども、その職員の責任につきましては、担当職員に故意または重過失があるというところまでは至っていないと考えておりますので、個人に請求する等のことにつきましては至らないものと考えております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 15は終了といたします。

**報告事項No. 16 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 16「教育委員会の権限に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

**【鷹嘴庶務課長】**

よろしく申し上げます。

それでは、報告事項No. 16「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、御説明申し上げます。ファイルナンバー12-1、報告事項No. 16のファイルをお開きいただきまして、1ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めます。

初めに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 件名」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございます。

次に、「(2) 内容」につきましては、「令和6年第1回市議会定例会に提出を予定する次の議案のうち、教育に関する事務の部分について、異議のない旨の意見を提出した。」ものでございます。

なお、令和6年第1回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務の部分は、令和6年1月16日の教育委員会定例会にて御承認いただきました、議案第24号「川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」のほか、本日御報告いたしました、議案第26号「労働会館改修工事請負契約の締結について」から、議案第37号「訴訟上の和解について」まで、及び後程御説明いたします議案第3号「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第38号「令和6年度川崎市一般会計予算」、議案第58号「令和5年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和6年1月26日でございます。

2ページにお進みいただきまして、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、本日開催の教育委員会定例会以前に、令和6年第1回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務の部分について、意見を提出する必要があったことから、教育長が臨時に代理をしたものでございます。

それでは、臨時代理を行った議案について、教育に関する事務の部分を御説明させていただきますので、ファイルナンバー12-2、報告事項No. 16資料のファイルをお開きいただき、1ページを御覧ください。

初めに、「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」の議案概要でございます。

こちらは、職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、資料に記載のとおり改正するもので、施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

条例議案についての説明は以上でございます。

次に、2ページを御覧ください。こちらは、市議会定例会に提出を予定している議案のうち、教育に関する予算案の議案書の内容をまとめたものでございます。

初めに、「1 一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算は同額で、「約8,712億円」となっており、前年度比較で2年ぶりの増となっております。

歳入予算の主なものとしましては、市税が「約3,854億円」、減債基金からの新規借入金が「157億円」となっております。歳出予算のうち、教育費は、「約1,335億円」となっており、3年連続増、昨年に引き続き過去最大の規模となっております。

次に、「2 教育費予算」でございますが、事業費総額は先程申し上げましたとおり、「約1,335億円」で、前年度予算から「約179億円」の増となっております。これは、35人学級への対応等に係る職員定数の増による職員給与費の増、新川崎地区学校新設事業や教育文化会館

再整備事業の進捗などによるものでございます。

歳入予算の一覧表を御覧ください。

教育委員会事務局の歳入予算は合計「約429億円」で、前年度予算から「約112億円」の増となっております。これは、新川崎地区学校新設事業や教育文化会館再整備事業の進捗などによるものでございます。各款の内訳は表のとおりとなっております。

次に、3ページを御覧いただきまして、歳出予算の各項の内訳は表のとおりとなっております。

なお、参考資料として、ファイルナンバー12-3、報告事項No. 16、令和6年度川崎市予算案については、本市の予算を分かりやすくまとめた資料でございまして、ファイルナンバー12-4、報告事項No. 16、令和6年度川崎市一般会計予算、及びファイルナンバー12-5、報告事項No. 16、令和6年度各会計歳入歳出予算説明資料は、議案書とその説明資料でございまして、後程御参照いただければと存じます。

「令和6年度川崎市一般会計予算」の説明は以上でございます。

次に、4ページを御覧ください。

令和5年度川崎市一般会計補正予算についてでございますが、教育費予算の補正額につきましては、「152億745万1,000円」を増額するものでございます。補正の内容といたしましては、「1 歳入歳出予算補正」でございますが、まず、事務局費で「1,375万9,000円」の増額補正を行うもので、過年度の国庫負担金の超過受入分を国に返還するため、所要額を増額するものでございます。

次に、義務教育施設整備費で「150億5,622万7,000円」の増額補正を行うもので、国の補正予算を活用して、事業の前倒しを行うもの及び工事遅延による工期を延長するとともに工事費を増額するもの等でございます。

次に、特別支援学校施設整備費で「1億3,746万5,000円」の増額補正を行うもので、国の補正予算を活用して、事業の前倒しを行うものでございます。

5ページを御覧ください。

「2 繰越明許費補正」でございますが、指導教材購入事業、ほか5事業につきまして、事業の執行が令和6年度となりますことから、合計で「202億5,538万3,000円」を繰り越すものでございます。

次に、「3 地方債（教育債）補正」でございますが、義務教育施設整備事業、ほか1事業の限度額につきまして、「133億6,600万円」の増額補正を行うものでございます。

なお、参考資料といたしまして、ファイルナンバー12-6、報告事項No. 16、令和5年度川崎市一般会計補正予算は、議案書でございまして、後程御参照いただければと存じます。

「令和5年度川崎市一般会計補正予算」の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、ファイルナンバー12-1、報告事項No. 16のファイルにお戻りいただきまして、3ページ目を御覧ください。

令和6年第1回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務の部分におきまして、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、4ページ目には、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

**【鷹嘴庶務課長】**

教育長、申し訳ありません。1点、発言で訂正をさせていただきたいところがございます、教育費予算についての説明の中で、教育文化会館再整備事業という形で発言をしたんですが、正しくは教育文化会館再編整備事業でございます。訂正させていただきます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 16につきましては、承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定しました。

**報告事項No. 17 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

本波教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項No. 17は承認された。

## 9 閉会宣言

**【小田嶋教育長】**

以上を持ちまして、本日の会議は終了といたします。

(16時17分 閉会)